



基発第0331014号
平成15年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

二次健康診断等給付システムの稼働に伴う「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」、「労災保険二次健康診断等給付担当規程」及び「二次健康診断等給付事務取扱手引」の一部改正について

労災保険二次健診等給付医療機関の指定に係る事務処理については、平成13年3月30日付け基発第234号（「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について）の別添1「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」（以下「指定準則」という。）及び別添2「労災保険二次健康診断等給付担当規程」（以下「担当規程」という。）により、また、二次健康診断等給付に係る事務処理については、平成13年3月30日付け基発第233号（労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について）の別添「二次健康診断等給付事務取扱手引」（以下「事務取扱手引」という。）によりそれぞれ取扱ってきたところであるが、今般、二次健康診断等給付システムの稼働に伴い、指定準則、担当規程及び事務取扱手引の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日から実施することとしたので、事務処理に遺漏なきを期すとともに改正内容を周知されたい。

記

1 指定準則関係

指定準則を次のように改正する。

- (1) 第2条第3号を削除し、同条中第4号を第3号に、第5号を第4号に改める。
- (2) 第3条中「様式第4号」を「様式第3号」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

- (3) 第4条中「様式第6号「労災保険二次健診等給付医療機関変更届」を「「労災指定病院等登録(変更)報告書」(診機様式第20号及び第21号)」に改める。
- (4) 第5条中「様式第8号」を「様式第6号」に、「様式第7号」を「様式第5号」に改める。
- (5) 第6条中「様式第8号」を「様式第6号」に改める。
- (6) 第11条中「第2条第1号及び第4号」を「第2条第1号及び第3号」に改める。
- (7) 様式第3号及び様式第6号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第7号を様式第5号とし、様式第8号を様式第6号とする。

2 担当規程関係

担当規程を次のとおり改正する。

- (1) 第4第2項中「給付対象者の所属する事業場の所在地を管轄する労働局長(以下「所轄労働局長」という。)」を「健診給付医療機関の所在地を管轄する労働局長(以下「管轄労働局長」という。)」に改める。
- (2) 第12中「様式第8号」を「様式第6号」に改める。
- (3) 第15中「都道府県労働局長」を「管轄労働局長」に改める。

3 事務取扱手引関係

事務取扱手引を次のとおり改正する。

- (1) 給付事務の概要中「二次健康診断等給付事務の流れ」を「別添1」に改める。
- (2) 第4の1を次のように改める。

二次健康診断等給付請求書(以下「給付請求書」という。)は、健診給付病院等から二次健康診断等費用請求書(以下「費用請求書」という。)の提出先である労働局を経由して二次健康診断等給付を請求する労働者(以下「請求労働者」という。)の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄労働局長」という。)あて提出させることとする。
- (3) 第4の3中「二次健康診断等費用請求書(以下「費用請求書」という。)」を「費用請求書」に改める。
- (4) 第5の1前段を次のように改める。

給付請求書が提出されたときは、当該給付請求書の受領印欄に直ちに所定の受付日付印を押印し、速やかに健診給付病院等が所在する都道府県の(財)労災保険情報センター地方事務所(以下「R I C地方事務所」という。)へ送付すること。
- (5) 第5の3中「給付請求書に整理番号を記載した上で不備返戻を行うこと。」を「R I C地方事務所では給付請求書の事前入力をした上で、給付請求書に整理番号を記載し、所轄労働局から不備返戻を行うこと。」に改める。
- (6) 第7各号記以外の部分中「請求労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「所轄労働局」という。)」を「健診給付病院等の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「管轄労働局」という。)」に改め、第7の1中「給付請求書の写し」を「給付請求書」に改める。

(7) 第10を次のように改める。

第10 支給・不支給決定の事務

R I C地方事務所から事前点検及び事前入力を行った後に送付される給付請求書によって、支給・不支給決定を行う。

1 支給決定決議

支給決定決議は、所轄労働局において給付請求書を受付後、必要な調査確認を行った上で、給付請求書下欄の「支給・不支給決定決議書」により決議すること。

2 不支給決定決議

不支給決定決議は、給付請求書下欄の「支給・不支給決定決議書」により決議すること。

不支給決定を行ったものについては、決議書のOCR入力により出力される「二次健康診断等給付不支給（変更）決定通知書」（帳票種別620）に不支給理由を記載し、目隠しシールを貼付して簡易書留郵便にて請求労働者に通知すること。

(8) 第12を第13とし、第11を第12とし、第11として次を加える。

第11 支出事務

1 国立病院を除く健診給付病院等に対する健診費用の支払は、本省（労災保険業務室）において機械処理を行い、本省支出官から健診給付病院等が指定した金融機関の預貯金口座への振込によって支払いを行う。また、管轄労働局は本省（労災保険業務室）から送付される「二次健康診断等費用審査確認書」及び「同内訳書」をOCR入力処理を行った費用請求書及びレセプト並びに二次健康診断等費用チェックリストと確認の上、管轄労働局長の決裁を受けること。

2 国立病院に対する健診費用の支払に関する事務は、機械処理の結果、本省（労災保険業務室）より配信される「二次健康診断等費用支出決定通知書」及び「二次健康診断等費用支出調書（国庫内移換用）」とOCR入力処理を行った費用請求書及びレセプト並びに二次健康診断等費用チェックリストを確認の上、「二次健康診断等費用支出決定書」により管轄労働局労働基準部労災補償課において決裁を受けること。

3 国立病院に対する健診費用の支払に伴う支出決議書による経理事務については、管轄労働局総務部総務課（東京局及び大阪局にあっては総務部会計課）において行うこと。

4 会計検査院に対する支出計算書等の証拠書類は、「厚生労働省の計算証明に関する指定について」（平成13年3月23日13検第180号）の第2によること。

5 国立病院に係る健診費用の過誤払の債権管理については、現年度債権にあっては管轄労働局支出官が、過年度債権にあっては管轄労働局歳入徴収官が行うこと。

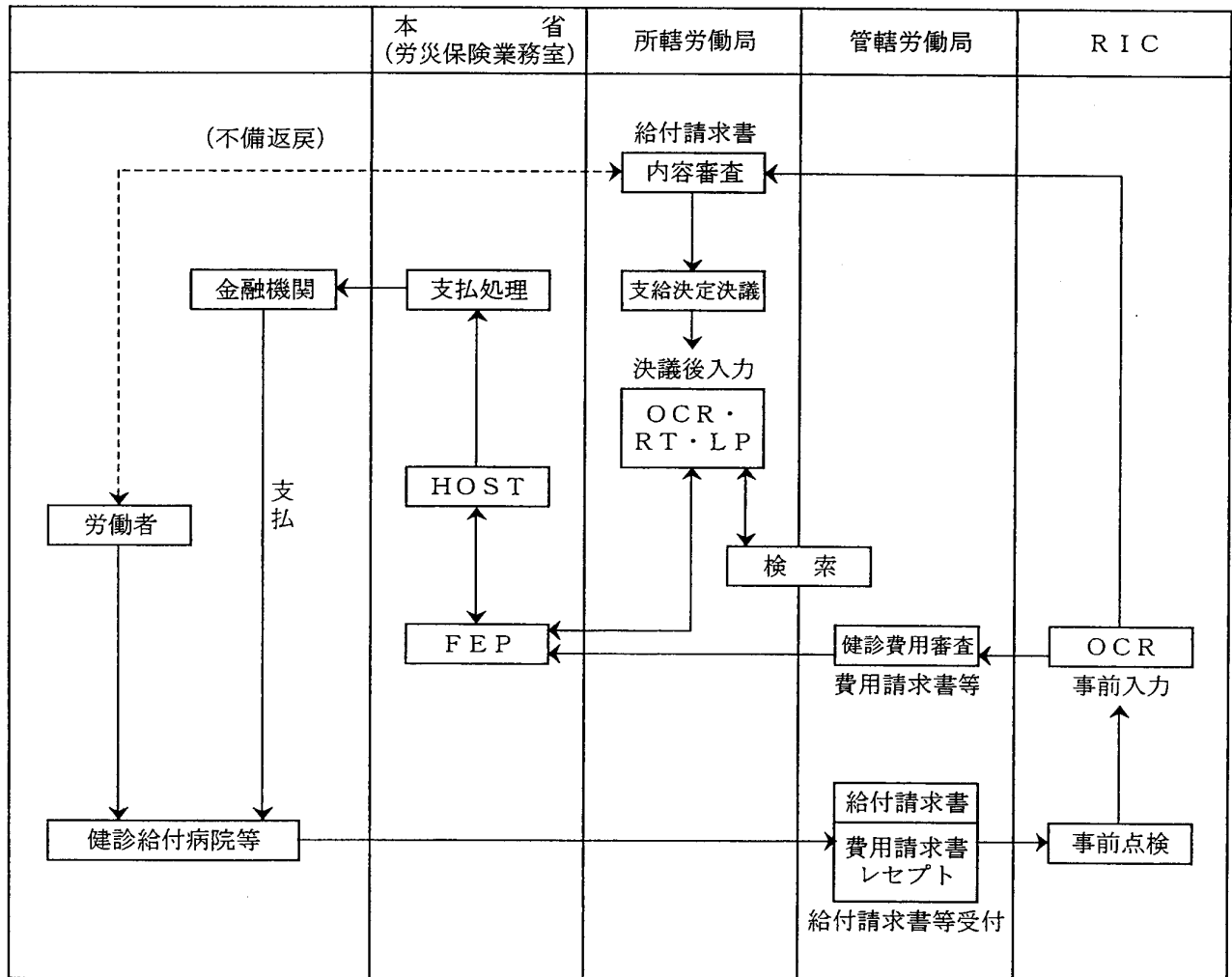
(9) 各種様式「8 給付支払調査票」、「9 給付状況検索入力帳票」、「10 給付状況検索出力帳票」及び「11 不支給決定通知書」を削り、「7 二次健康診

断等給付費用請求内訳書（病院・診療所控え）」の次に別添２のように「８ 二次健康診断等給付不支給（変更）決定通知書」を加える。

- (10) 各種様式「１２ 二次健康診断等給付費用請求書等送付票」を「９ 二次健康診断等給付費用請求書等送付票」に改め、同様式の次に別添３及び別添４のように「１０ 二次健診断等費用支出決定書」を加える。

別添 1

二次健康診断等給付事務の流れ



別添 4

決	局 長	部 長	課 長	補 佐	係 長	係
裁						

平成 年 月 日決定

二次健康診断等費用支出決定書

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、_____病院（診療所）ほか_____健診給付病院等
に対する二次健康診断等費用

請求金額 _____ 円

査定増 _____ 円

査定減 _____ 円

保留額 _____ 円

不支給額 _____ 円

保留解除 _____ 円

追 求 額 _____ 円

内訳は別紙のとおり